

2022 年 1 月 26 日

関東ラグビーフットボール協会管下
都道府県ラグビーフットボール協会理事長 様
都道府県ラグビーフットボール協会事務局 様

関東ラグビーフットボール協会
理事長 大原 俊一
理事・普及育成委員会委員長 高野 敬一郎

「中学生以下の行事等の「注意事項」に関する協力のお願い(改定Ⅱ版)」

(改定Ⅱ版の通知)

拝啓、平素はラグビーフットボール競技の普及育成にご尽力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、2020 年 12 月 7 日(11 月 30 日付改定)に“管下の都道府県協会が実施する中学生の行事”についてお願いの通知をいたしましたが、2022 年 1 月 25 日付で“適用範囲を中学生から中学生以下の全年齢として、改定Ⅱ版を作成いたしましたので、通知いたします。

第 6 波となる新型コロナウイルス(オミクロン株)の感染防止に努め、安全確保を最優先していただき、管下の都道府県協会が実施する中学生以下の行事に関する「注意事項(改定Ⅱ版)」をご確認いただきたくお願いいたします。

貴協会(含む管下チーム)におかれましては、主旨をご理解の上、該当する中学生、中学校、中学生女子、及び小学生以下の若年層を管轄する委員会、及び管下のチーム関係者の方々に周知いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【改定箇所の新旧表】以下の 6 箇所です。

<改定箇所Ⅰ> 「中学生以下の行事等の「注意事項」に関する協力のお願い」

1) 表題の変更 ※ 適用する対象年齢を中学生から中学生以下に変更した為

(旧) 「中学生の行事等の「注意事項」に関する協力のお願い」

↓↓

(新) 「中学生以下の行事等の「注意事項」に関する協力のお願い」

<改定箇所Ⅱ>

2. 「序文」

(旧) なし (追記)

↓ ↓

(新) なお、管下のチームにおかれましては、本事項をご認識の上、都道府県ラグビーフットボール協会を自チームの行事に読み替えていただき、原則として準拠していただきたくお願いする次第です。

<改定箇所Ⅲ>

1) 「判断と行事」

(旧) なし (追記)

↓ ↓

(新)

- ・ 実施については、都道府県ラグビーフットボール協会の判断とする。
 - ・ 行事は原則として同都道県内(宿泊自粛)での実施とする。
 - ・ 都道府県境を跨ぐ行事を実施する場合、長距離の移動や宿泊を伴う行事は特例を除いて原則自粛する。
 - ・ 感染防止ができる状況であると判断できる場合には、特例として活動は可能だが、管轄するラグビーフットボール協会の事前の確認を得る。
-

<改定箇所Ⅳ>

2) 「行事の前提条件」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

(旧) 自治体から、外出自粛要請やその他の活動制限の要請が出ていないこととする。

↓ ↓

(新) 自治体や選手の所属中学校、小学校、幼稚園、保育園等から自粛要請やその他の活動制限の要請が出ていないこととする。

<改定箇所Ⅴ>

(旧) なし (追記)

↓ ↓

(新) 関係地域の医療体制が逼迫しておらず、負担にならないこととする。

<改定箇所Ⅵ>

5) 「参加者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

(旧)

- ・ 参加選手は、自身の所属中学校で活動自粛を要請されていないことを確認する。
- ・ 参加者(選手、指導者、関係者)の居住地、所属中学校、勤務地においても感染状況が落ち着いた状況にあることを確認する。

↓ ↓

(新)

- ・ 参加選手は、自身の所属中学校、小学校、幼稚園、保育園などで活動自粛を要請されていないことを確認する。
- ・ 参加者(選手、指導者、関係者)の居住地、所属中学校、小学校、幼稚園、保育園や勤務地においても感染状況が落ち着いた状況にあることを確認する。

<改定箇所Ⅶ>

補足：

(旧) なお、開催に際しては、事前に関東協会にその内容について実施要項などを添付して連絡していただければ幸甚です、

↓ ↓

(新) 削除

以上、改定箇所

以下、改定Ⅱ版全文

「中学生以下の行事等の「注意事項」に関する協力のお願い」（改定Ⅱ版全文）

1. 中学生以下に関する行事について

管下の都道府県ラグビーフットボール協会が中学生以下の試合・大会・その他行事(含む合同練習、選抜練習等)を行う場合については、以下の通り安全対策と感染予防を最優先した運営管理を行う為の「注意事項」を列挙いたしましたので、管下都道府県ラグビーフットボール協会の皆様には「本注意事項」を参考にしていただき、ご認識、ご協力いただきたくお願いいたします。

なお、管下のチームにおかれましては、本事項をご認識の上、“都道府県ラグビーフットボール協会を自チームの行事に読み替え”ていただき、原則として準拠していただきたくお願いする次第です。

1) 「判断と行事」

- ・ 実施については、都道府県ラグビーフットボール協会の判断とする。
- ・ 行事は原則として同都道府県内(宿泊自粛)での実施とする。
- ・ 都道府県境を跨ぐ行事を実施する場合、長距離の移動や宿泊を伴う行事は特例を除いて原則自粛する。
- ・ 感染防止ができる状況であると判断できる場合には、特例として活動は可能だが、管轄するラグビーフットボール協会の事前の確認を得る。

2) 「行事の前提条件」

- ・ 実施する前提条件は、当該都道府県、及び同参加チームの所在地において、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大が収束、或いは落ち着いた状況にあり、自治体や選手の所属中学校、小学校、幼稚園、保育園等から、自粛要請やその他の活動制限の要請が出ていないこととする。
- ・ 関係地域の医療体制が逼迫しておらず、負担にならないこととする。
- ・ また、都道府県ラグビーフットボール協会が、選手を始め、参加者の感染予防が徹底できる等、安全が確保できると判断できることを前提とする。

3) 「運 営」

- ・ 当該行事が参加者の安全確保と感染防止を最優先した運営に徹する。
- ・ 厚生労働省等の各省庁から発出されている“新しい生活様式”等の各種通知を準拠する。
- ・ JRFU の練習再開のガイドライン、その他の各種 JRFU 通知・通達に準拠する。
 ※ 全ての行事の実施については、JRFU の規定する「練習再開のガイドライン(1、2 版)」を始めとした通知・通達に記載している安全対策等の運営方法に従う。
- ・ 試合を実施する場合は、原則として交流試合とし、観戦は無観客に近い、最低限の選手の家族(引率などの為の)に限定する。
- ・ 安全が確保できないと判断する(した)場合は、開催しないか、直ちに開催を取り止める。
 ※ 2)の「前提条件」に変化が起きた場合は、中止、延期の措置をとる。

4) 「中学校の部活動」

- ・ 中学校の課外活動チームは、中学校長の承諾を得る。
- ・ 中体連に加盟している都道府県では、都道府県ラグビー協会の承諾の前に当該中体連の承諾を得る。

5) 「参加者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ 参加選手は、自身の所属中学校、小学校、幼稚園、保育園などで活動自粛を要請されていないことを確認する。
- ・ 参加者(選手、指導者、関係者)の居住地、所属中学校、小学校、幼稚園、保育園や勤務地においても感染状況が落ち着いた状況にあることを確認する。
- ・ 参加選手は、自ら参加を望む場合には保護者の承諾を得る。
- ・ 上記に該当しない場合は当該参加者の参加は取りやめる。

6) 「指導者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ 指導者は、4)の「参加者」の状況を確認し、該当しない場合は参加を自粛させる。
- ・ 指導者は、選手に対しては、選手の自主的な判断での参加に限定するよう徹底する。
- ・ チームや仲間の為等として、行事への参加を求めない。他参加者に対しても同様とする。
- ・ 指導者は、選手の参加の可否によって、進学やその他の条件等を提案、或いは匂わす言動は厳に慎む。
- ・ 指導者は、選手の参加の可否によって、選手間、チーム内で差別等が発生しないよう、十分に配慮する。
- ・ 指導者は、前項までの事項を保護者に説明する。

7) 「保護者」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ 保護者は、1)～5)に記載した事項を認識し、その上で、選手自らが参加を望んでいることを確認し、保護者として承諾できる場合には、承諾書を提出する。

8) 「チーム」 (中学校、ラグビースクール、ジュニアラグビークラブ全員)

- ・ チームは、上記 1)～6)に記載した事項に従って、指導者の行動や言動を含めて責任を持って運営管理する。

9) 「都道府県ラグビーフットボール協会」

- ・ 都道府県協会は、当該行事が、上記 1)～7)に記載した事項について、チームが、履行していることを確認し、管理監督する。

~~補足：なお、開催に際しては、事前に関東協会にその内容について実施要項などを添付して連絡していただければ幸甚です、~~

初版：2020 年 8 月 11 日

改定版：2020 年 12 月 7 日

改定Ⅱ版：2022 年 1 月 26 日

以上